

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

事業名 岐阜県生活衛生営業指導センター運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 衛生指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2566/67)

E-mail: c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 803 千円 (前年度予算額： 803 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	803	0	0	0	0	0	0	0	803
要求額	803	0	0	0	0	0	0	0	803
決定額	803	0	0	0	0	0	0	0	803

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)に基づき、生活衛生関係営業について、経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の向上を目的とした各種事業を推進するために指定された(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)の運営を支援していく必要がある。

(2) 事業内容

【補助対象経費】

指導センターの運営費及び、下記の研修・広報事業にかかる費用

[対象事業]

- ・ 特別相談員養成事業： 新任経営特別相談員の育成事業
- ・ 特別相談員研修事業： 経営特別相談員の資質向上研修事業
- ・ 事務職員研修事業： 県内生活衛生関係各種組合の事務員を対象とした研修事業
- ・ 広報事業： 「指導センターだより」の発行(年2回)

(3) 県負担・補助率の考え方

本補助制度は、生衛法上、国・県による予算上の支援策をセンターに講ずることで、生活衛生営業の振興と公衆衛生の維持向上を図る政策体系になっており、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	803	事業費、運営に必要な経費に対する補助

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

指導センターは、生活衛生関係営業の衛生水準の向上を目的とした各種事業を推進するため、生衛法に基づき県内で唯一指定された団体であり、今後も県内の生活衛生営業の衛生水準の維持向上と利用者の利益擁護を図るため、継続的に支援していくことが必要である。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	岐阜県生活衛生営業指導センター運営費補助金
補助事業者（団体）	（公財）岐阜県生活衛生営業指導センター （理由）生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条第2項に基づき助成を行う。
補助事業の概要	（目的）公衆衛生の向上及び増進並びに生活環境の改善に寄与し、県民の健康な生活の確保を図る （内容）国庫補助で賄うことができない経費に対する補助（特別相談員研修事業、特別相談員養成事業、事務費等）
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）803千円 （理由）目標達成状況や社会情勢等を踏まえ検討
補助効果	生活衛生関係営業の健全な経営と近代化等の促進を図り、公衆衛生の向上と県民生活の安定に寄与する。
終期の設定	終期 令和4年度 （理由）目標達成状況や社会情勢等を踏まえ検討

（事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p style="margin-left: 20px;">県内の生活衛生営業の衛生水準の向上による公衆衛生の維持向上を図るとともに、県内の生活衛生関係営業の経営の健全化を確保する。</p>

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
経営特別相談員研修出席者数	—	55人	55人

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	803千円	803千円	803千円	(予算額) 803千円	(要求額) 803千円
指標①目標	55人	55人	59人	55人	55人
指標①実績	48人	54人	41人	(推計値) 55人	(推計値) 55人
指標①達成率	87%	98%	69%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

県知事が委嘱している経営特別相談員に対し研修会を開催し、最新情報の提供や意識啓発を行うなど資質向上を図り、経営特別相談員の各生活衛生営業関係者に対する充実したきめ細かい指導を通じ、生活衛生関係営業の衛生の確保に貢献している。(R1 研修会出席者：41人)

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

生活衛生営業者は、零細企業が多いため、安定的な経営が困難なケースがあり、それに伴い衛生水準の低下が憂慮される。

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

県民の快適な衛生環境を維持するため、指導人材を育成する事業必要性は高い。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

研修を中心とした事業の実施により、近年、生活衛生営業施設における衛生水準違反とした行政処分対象は発生していない。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

研修事業や広報事業について、効率化を図りつつ、効果的な実施に向け、計画的に事業運営を行っている。

(事業の見直し検討)

県内の生活衛生関係営業の経営の安定化、健全化及び、衛生水準を向上を図ることにより生衛業を利用する県民の利益を守るため、今後も継続的な支援の実施が必要である。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

県内の生活衛生関係営業の経営の安定化、健全化及び、衛生水準の向上を図ることにより生衛業を利用する県民の利益を守るため、今後も継続的な支援の実施が必要である。